

い し そつう し えん じょう れい およ し ゅ わ げ ん ご じょう れい か ん れ ん じ ぎ ょ う じ っ し じ ょ う き ょ う  
意思疎通支援条例及び手話言語条例関連事業の実施状況

## 1 条例の普及

- 条例の概要等を紹介するホームページの開設（常設）（H30～）
- 手話動画及び情報保障の取り組み例の動画配信（H30～）
- パネル展の開催（本庁舎及び振興局で開催）（H30～）
- パンフレットの配布による条例周知（H30～）
- 道職員の子ども（小学生）を対象とした手話体験（H30～）
- 子ども向けに条例の普及方法について検討（R1～）
- 会議・職員研修等における条例普及充実（R2～）
- 道政（テレビ）番組での広報（H30, R2予定）

## 2 情報保障

- 知事記者会見の手話付き動画の配信（H30～）
- 「イベント等での情報保障と配慮について」（動画作成）（H30～）
- 北海道聴覚障がい者情報センターの開設（R1～）
- 失語症者指導者養成事業の実施（R1～）
- 知事記者会見への手話同時通訳の開始（R1～）
- 職員向け手話講座の開催（対象者20名、全10回）  
ミニ手話講座の開催（対象者5名、全4回）（R1～）
- 「障がいのある方への配慮と情報保障のための指針」の配布（R1～）
- 庁内掲示板（ネットワーク）を活用して、挨拶などの手話を紹介（R1～）
- 北海道聴覚障がい者情報センターの拡充（R2～）
- ホームページで知事記者会見の字幕配信の紹介（R2～）
- 失語症者支援者養成研修の実施（R2～）